## 常勤講師 (期限付講師) の勤務条件等の概要

令和7年10月1日現在

								<u>₩</u>	17年10月1日現在		
	区分				内	容	等				
	初任給等	給与の支給日…原則として毎月16日(4月分は25日)に支給されます。									
給小					給料月額	教職調整額	給料の調整額	教員特別手当	合計		
		小·中学校 講師	初任給	大学卒	246,400 円	9,856 円	<b></b> *2	2,600 円	258,856 円		
				短大卒	227,500 円	9,100 円		2,200 円	238,800 円		
			加算後の	最高額 ※1	314,900 円	12,596 円		4,800 円	332,296 円		
		高等学校講師	初任給	大学卒	246,400 円	9,856 円	100	2,600 円	258,856 円		
			初工和	短大卒	227,400 円	9,096 円	100	2,200 円	238,696 円		
			加算後の	最高額 ※1	338,700 円	13,548 円		5,100 円	357,348 円		
		特別支援学校講師	初任給	大学卒	246,400 円	9,856 円	9,300 円	2,600 円	268,156 円		
			加工和	短大卒	227,400 円	9,096 円	9,300 円	2,200 円	247,996 円		
			加算後の	最高額 ※1	338,700 円	13,548 円	9,300 円	5,100 円	366,648 円		
		<ul> <li>総料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。</li> <li>令和8年4月1日以降は昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた臨時教員は、経歴を基に決定した給料号給による給料表上の金額の7割となります。昭和39年4月1日以前に生まれた教員の給料月額のそれぞれの合計は小・中学校講師242,504円、高等学校講師251,864円、特別支援学校講師260,864円になります。</li> <li>※2 小・中学校講師で、特別支援学級の担任の場合は、給料の調整額が支給されます。</li> </ul>									
	諸手当	通勤手当			等) 利用の場合 イク等) 利用の		),000円 36,800円				
		扶養手当	父母等/6,	500円 子/	/13,000円						
		住居手当	家賃が月額	頃23,000円	以下の場合 を超える場合 限27,000円)	家賃額 - ] (家賃額 -		×1/2+11,0	00円		
		その他	期末・勤勉手当 (1年間任用の場合は年2回) など ◇ 62歳超臨時教員に支給されない手当 扶養手当								
	退職手当	6か月以上(※1)継続勤務した場合に、勤続年数に応じた支給率で支給されます。 ※1 他自治体の勤務期間が通算される場合があります。 ※2 正職員の定年として定められた年齢に達した日後における最初の4月1日以降に任用された臨時教員 は支給されません。									
休暇	休暇	年次有給休暇 (1年間任用の場合は20日) 病気休暇、夏期特別休暇 など									
社会保険等	雇用保険	適用となります。 一定期間内に複数回連続して同一「事業所」(下の※参照)に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかった旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご留意くだでい。  (※ 臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。									
	医療保険・厚生年金										

## 会計年度任用職員(時間講師)の勤務条件等の概要

令和7年10月1日現在

区分				- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	_	給与の支給日・・	・・原則として毎月末							
給与	給料			時間額						
		小·中学校 講師	すべて	2,840円						
		高等学校 講師	経験年数5年未満	3,210円						
			経験年数5年以上	3,670円						
		特別支援学校 講師	経験年数5年未満	3,210円						
			経験年数5年以上	3,670円						
		1時間(授業1コマと移動時間を含む。)に対して上記の時間額が支給されます。								
	諸手当	海勒毛火/40火/	交通機関(電車·/	(ス等)利用の場合 上限 150,000円						
		通勤手当(相当)	交通用具(自動車	・バイク等) 利用の場合 上限 36,800円						
		期末·勤勉手当	期末·勤勉手当(1	年間任用の場合は年2回) 支給月数4.45月(年間合計)						
			1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上、かつ							
			6箇月以上の任用が見込まれる場合に支給されます。							
			また、在籍した期間に応じて支給されます。							
	退職手当	適用されません。								
休暇	休暇	年次有給休暇 (任用期間・勤務時間に応じた日数 (時間数) が付与されます。) 病気休暇、夏期特別休暇 など								
災害補償	公務災害 通勤災害	労働者災害補償保険(労災)又は高知県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例(条例公災)の適用となります。								
社会保険等	雇用保険	一定期間内に初てのハローワー した後、再度、i ればならない場	製図回連続して同一・クからの照会に対し 当該照会に係る「事合がありますのでころの では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	業所」とは、以下のとおりです。						
		小 学 校 及 び 中 学 校 :全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として 扱われます。 高等学校・特別支援学校:それぞれの学校がそれぞれ一つの事業所として扱われます。								
	医療保険 ·厚生年金									